

日本高等学校ゴルフ連盟

大会参加資格規定

制定 平成 24 年 12 月 9 日

施行 平成 24 年 12 月 9 日

第 1 条 本規定は、日本高等学校ゴルフ連盟（地方大会を含む）主催による大会参加校・参加者に適用する。

第 2 条 参加校・参加者の資格は、日本高等学校ゴルフ連盟所属の地区・都府県高等学校ゴルフ連盟に加盟した学校および生徒に限る。但し、大会参加については、所属の学校長の認可を必要とする。

第 3 条 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権団体の部への出場は、1 校 1 チームとして、加盟に関する規定を満たした学校加盟校に限る。1 チームの編成は、同一課程の生徒で編成されなければならない。

第 4 条 参加資格の資格は、以下の各項目に適合するものとする。

(1) その学校に在学する生徒で、当該地区高等学校ゴルフ連盟に登録されている部員のうち、学校長が身体、学業および人物について選手として適当と認めた者。

(2) 当該年度 4 月 2 日現在で満 19 歳以下の者。

(3) 転入学生は、転入学した日より満 1 年を経過した者。ただし満 1 年を経なくしても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住・やむを得ない理由により、やむを得ず転入学したと認められる者で、日本高等学校ゴルフ連盟の承認を得た者はこの限りではない。

なお、転入学生であっても、前在籍校でゴルフ部員として当該地区高等学校ゴルフ連盟に部員登録されていなかった者は、転入学した日から参加資格が認められる。

(4) 参加選手は、高等学校在籍 3 年以下の者。

[注]この在籍 3 年とは、あらゆる高等学校または高等学校に準ずる学校に計 3 年間在籍するという意味である。例えば第 1 学年に入学し、1 年生のとき中途退学して翌年改めて第 1 学年に入学しなおした時は、在籍 2 年目と見なす。従って、その生徒は第 1 学年、第 2 学年と 2 年間しか選手になる資格はないので、順調に進学しても第 3 学年には資格を失う。この場合、第 2 学年の秋季大会ならびに翌年の全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会まで参加資格がある。

(5) 中学卒業後、1 ヶ年以上高等学校に入学しなかった者は、当該地区高等学校ゴルフ連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし当該地区高等学校ゴルフ連盟は、直ちにその旨を、日本高等学校ゴルフ連盟に報告しなければならない。

第 5 条 ジュニア選手権については、これとは別に年齢制限がある。

第 6 条 大会参加資格詳細については、内規を別途もうける。

第 7 条 本規定は地区・都府県高等学校ゴルフ連盟主催の各種大会にも準用する。